



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第83号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

平成22年度における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇平成22年度における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第42号）

1 規則の概要

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律等の一部改正に伴う規定の整理

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

平成22年度における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第42号

平成22年度における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則

第1条中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令」に、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。